

# 国民健康保険について

## 1 国民健康保険制度とは？ こくみんかいほけん <国民皆保険>

くわしいご案内はこちらを  
み  
てください



国民健康保険は、加入者が日ごろから収入に応じて保険料を出し合うことで、医療費の一部負担金を支払うだけで診療が受けられるという、互いに助け合う制度です。毎月保険料を納めることは義務であり、そのかわりに国民健康保険で治療を受けられる権利があるのです。

3ヶ月を超える在留期間があり、日本に住民登録をしている方で、他の公的健康保険に入らない場合は国民健康保険に加入しなければなりません（「医療を受ける活動、その方の日常生活上の世話をする活動」「観光・保養その他これらに類似する活動」の特定活動を除く。）。

「病気になるか、わからない」「保険料を納めたくない」などの理由で、国民健康保険に入らないことは、できません。また、他の人の保険証を使うことは、絶対にいけません！もし、他の人の保険証を使ったり、他の人に保険証を貸した場合、日本の法律で罰せられます。

## 2 国民健康保険に入る手続きについて 14日以内に手続きをしてください。

### ①日本に入国したとき

総合窓口課に転入届を出すと、保険証は、後日書留郵便で自宅に郵送されます。区民事務所では、転入と国民健康保険加入が同時にできます。

### ②引越して豊島区に転入したとき（前住所で国民健康保険に入っていた場合）

総合窓口課に転入届を出すと、保険証は、後日書留郵便で自宅に郵送されます。区民事務所では、転入と国民健康保険加入が同時にできます。

### ③引越して豊島区に転入したとき（前住所で国民健康保険に入っていない場合）

転入届を出した後に、在留カードとパスポートを持って国民健康保険課で手続きをしてください。区民事務所では、転入と国民健康保険加入が同時にできます。

### ④他の公的な健康保険をやめたとき

パスポートまたは在留カード、他の公的な健康保険をやめた日がわかる書類を持って、国民健康保険課または区民事務所で手続きをしてください。

## 3 国民健康保険をやめる手続きについて 14日以内に手続きをしてください。

### ①豊島区から転出（出国）するとき

パスポートまたは在留カード、国民健康保険証を持って、総合窓口課または区民事務所で手続きをしてください。

### ②他の公的な健康保険に入ったとき

パスポートまたは在留カード、国民健康保険証、他の健康保険証を持って、国民健康保険課または区民事務所で手続きをしてください。

※長期出国の場合は海外転出届を出してください。届出をしないと保険料がかかり続けます。

※上記の場合は、すぐにやめる手続きをしてください。また、この場合豊島区の国民健康保険証を使ってはいけません！！もし使ってしまうと、豊島区に医療費を返さなければなりません。

## 4 保険証の有効期限

保険証の有効期限は、在留期限の翌日か保険証一斉更新までです。在留期限を更新した場合は、保険証と在留カードを持って国民健康保険課で有効期限の更新手続きをしてください。有効期限が過ぎた保険証は使うことはできません。

## 5 保険料について 学生割引はありません。

国民健康保険の保険料は、“均等割額”と“所得割額”に分けて計算しています。

“均等割額”とは、所得に関係なく加入者一人当たりにかかる保険料です。

“所得割額”とは、前年中の所得（1月から12月までの所得）から計算される保険料です。

保険料の詳しい計算方法は、豊島区役所ホームページをご覧ください。

**なお、所得がない（基準額より低い）方でも、毎年住民税の申告をしなければ均等割額の減額措置はありません。**毎年、1月1日に住所があったところの役所の税務担当課で申告をしてください。

また、引越して1月2日以降に豊島区に転入した方の保険料は、前年所得が分からないため、当初は均等割額のみで計算されています。その後、申告した区市町村に所得を照会し、所得割額を計算します。そのため、年度途中で保険料が変わる場合があります。（所得がない、または基準額より低い場合は均等割額が減額になります。）

転入届をした後に他区市町村に住民税の申告をした方は、豊島区国民健康保険課に連絡してください。

## 6 保険料を納めないと

- ① 納期限までに保険料を納めないと、督促状・催告書を送ります。
- ② 督促状を送付しても指定の期限内に納付がない場合、銀行や勤務先等への財産調査、預貯金、給与等の差押を実行します。
- ③ 滞納処分に必要な調査などについて質問に答えない、偽りを述べた場合は一年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。
- ④ 保険料の滞納があると、在留資格の変更や在留期間の更新申請が不許可となる場合があります。
- ⑤ 保険料の滞納があると、有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。
- ⑥ 保険料の滞納状況によっては、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。この場合、病院等で支払う医療費はいったん全額自己負担となり、保険給付分はあとで給付の申請ができますが、他の保険給付（療養費、高額療養費など）を含め、滞納保険料にあてる場合があります。

◆滞納保険料の問合せ先：豊島区国民健康保険課 整理収納グループ・特別整理グループ 電話：03-3981-1294・1295

（としまくこくみんけんこうほけんか せいりしゅうのうぐるーぶ・とくべつせいりぐるーぶ）

問合せ先：豊島区国民健康保険課 資格・保険料グループ 電話：03-4566-2377

（としまく こくみんけんこうほけんか しかく・ほけんりょうぐるーぶ）